

(第二十八部)

第二回 参議院財政及び金融・労働連合委員会會議録第二号

(二一九)

昭和二十三年五月二十一日(金曜日)午後二時十五分開會

本日の會議に付した事件

○政府職員の新給與實施に関する法律案(内閣送付)

○委員(黒田英雄君) それではこれより財政及び金融、労働連合委員会を開會いたします。本日は政府職員の新給與實施に関する法律案につきまして、昨日に引續き御審議をお願いしたいと思います。提案理由は昨日政府委員から説明があつたのでありますが、本日は今井給與局長が見えておりますので、全官公廳労働組合と一〇〇の交渉の経過等について詳細の説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) それでは委員長のお言葉によりまして、今回この法律案を提出するまでに至りました経過につきまして、特に組合側との交渉關係を中心としてしまして、若干御報告申し上げます。

只今お手許にお配りいたしましたガリ版の刷り物の中で、組合に對する口頭申入事項、昭和二十三年四月十日といふのがございますが、二千九百二十圓ベース並びに體系に關する全官公廳各組合との交渉は三月の半ばから始まりまして、半ばばかりの組合は話が付いたものでありますが、最後に四月十六日に妥結いたしました政府對組合間の正式な確證文書が、只今お手許にお配りした組合に對する口頭申入事項、これがそれでございます。これは

には甲として確證事項、乙として覺書、丙として了解事項、この三つからなつております。これに政府側の代表としてしまして官房長官、組合側から、それぞれ代表の資格におきまして調印をいたしました。もう一つ半ばのもの、西尾、加藤兩大臣了解事項というのを配りしてございまして、この印刷物は前の政府對組合の了解、覺書を組合側が調印いたしまするに當りまして、兩大臣が個人の資格において、組合側に了解を與えられたということを文書にしたものであります。これは兩大臣が認め印を捺されまして、組合側に交付されておられます。これはその寫しでございます。この覺書によりまして二千九百二十圓を以ちまして、給與に關する限り、現段階における最終的解決ということになりまして、政府側組合側代表委員を以ちまして、四月二十日から二十七日まで新給與整備委員会という名を以ちまして團體交渉をいたしました。その際いろいろの問題が討議されたことは申すまでもございせんが、今回御審議を頂いてまいります法律案につきましては、別にお手許にお配りした政府職員の新給與實施に關する法律案要綱、これは二枚續きでございますが、二十三年四月二十三日といふ刷り物がございまして、この要綱を組合側に二日目か、三日目ありにお目に掛けて討議をいたしました結果、御了承を得まして四月の二十七日に法律案に關する限り、外の問題もございまして、この法律案につき

ましては、この要綱に基いて文章の技術的な面につきましては政府側に一任する、こういう了解と相成つたわけでございます。ところがその後この法律案は關係方面の審議を経まして、若干變つたところもできたのでございまして、先週の土曜日に、全官公廳側からでき上つた、今回御審議を頂くという法律案の中で前に團體交渉で決めたラインより逸脱しておるものがある、こういう抗議がございました。この問題につきまして、月曜日に會見をいたしました、いろいろお話をしたのであります。結局この法律案を國會に出すということについては異論がない。又字句そのものについて、政府側に一任した關係から自分らの意圖と違つた面になつた點については遺憾である。我々又全官公廳としては、正當なる手續によつてこれに對する反對運動をする權利を留保すると、こういうたお話がございました。結局問題はこの要綱で協定いたしました事項と、今度でき上りました法律案とがどう食い違つておるかという點にあるのではなからうかと思ひます。この法律案は申すまでもなく、前國會で御決定願ひました二千九百二十圓の法律第十二號、この法律を承けておるものでございまして、この法律は本文が三項に分れておりまして、申すまでもございせんが、第一項では本年一月以降の政府職員給与の水準は二千九百二十圓にするといふことが謳われ、第二項といたしまして、その分配の方法は臨時給與委員会

の報告書の方針によるということが謳われ、第三項としてその二つの制約の下に二千九百二十圓を現實に支給する手續は別に法律で決める、この別に法律で決めるという前に御決定願ひました法律によりまして、できました法律であります。従いましていわば二千九百二十圓の施行法みたいな性質のものでございまして、この法文の問題になつております。殊に全官公で問題になつております點だけを摘記して取上げて申し上げます。第一條一項、二項、三項とございまして、二項、三項は實は原案にはございせん。その關係方面の審議の経過におきまして挿入された事項であります。特に問題になつておりますのは、その次の二十一條という規定でございます。缺勤等の場合の給與の引き方であります。この二十一條には「法第十二號附則第七條の規定は、職員が正式の承認なくして職務しなかつた場合について、これを準用する。一、かように規定してあります。法第十二號と申しますのは、只今申し上げました二千九百二十圓に決めた法律でございます。この點につきましては、組合側と團體交渉をいたしました要綱の中には、何と書いてあるかと申しますと、十一には「俸給、扶養手当、勤務地手当の支給方法については従前通りとする。一、かように規定してあります。この規定を具體化したものが實はこの二十一條に相成つたわけでありまして、と申しますのは、この前の法律の附則

で二千五百圓ベースの支給の規定が書き加えられておるのであります。この二千五百圓のときの支給しました給與の種類は、建前といたしまして、すべて暫定という言葉が頭に被せられております。即ち暫定俸給、暫定扶養手当、暫定勤務地手当、これは二千五百圓ベースが全く假りのものでございまして、そういうふうな文字を頭に被せられたのであります。今回の給與の種類は法律の建前上、その頭の暫定という文字が取れましたので、すべて俸給、扶養手当、勤務地手当、かように規定したのでございまして、従いましてこれを形式上の法律論から申しますと、給與の種類は全然別個に相成るわけでございます。従いましてすべて支給手續もここに書きませんといふと、支給手續に關する根拠法規がなくつてしまふ。それで我々の考え方は、組合側と團體交渉をいたしました際の條に沿ひまして、従前通り、即ち二千五百圓ベースのときの通り、こういう意味でございまして、第七條を準用したわけでございます。即ち現状に少しも變更を加へない、こういう考え方に出發しております。又この二千九百二十圓の法律第十二號という法律は、一體組合側に承認を得ておるものでもあり、又承認を得る得ないに拘わらず、とにかく國會の議決を経まして、現在の我が國の根拠法規になつております關係もございまして、そういういたしました次第であります。本來でありますれば、實は改めて書く必要はないのでありま

すが、この給與の觀念が、形式上別に
なつた意味からして、止むを得ず書か
なければならなかつたというところに外
ならないのであります。何ものをもプ
ラスせず、何ものをもマイナスせずと
いう建前であり、前回の御審議の際に、
この第七條につきましては、参議院にお
きましては相當に御質問を受けました。
併しながらその時詳細御説明申し上げ
ました通り、これは實體的に如何なる
場合に引くかという事を定め

刻をした場合には、一時間分なり、二
時間分なりその給與を減らす。こうい
つた建前は當然基準法の精神を受けま
して取らなければならなかつたこと
でありますので、關係方面の御指示を
受けまして、かように規定したもので
あります。それをこの際そのまま使つ
たのであります。というだけのことで
ございます。

公と月曜日の日に私共も會見した
際に受けた抗議でありましたが、その外
に昨日衆議院におきまして、財政金融
委員會の懇談會の席上、組合の一部の
方が見えまして述べられた言葉の中に
は、他に二十九條も實は取上げられて
おるわけであり、二十九條に「職員が
昭和二十三年一月一日以後において、
既に支給を受けた法第十二條による暫
定給與、財務局及び税務署に在勤する
政府職員に對する税務特別手當の支給
に關する法律（昭和二十二年法律第百
六十八號）による手當その他この法律
による給與に相當する給與は、この法
律による給與の内拂とみなす。」すべ
てこれは前に貰つたものはこの法律の
差つ引の對象にする、こういう考え方
でできておるのであります。この「財
務局及び税務署に在勤する政府職員に
對する云々」という、この法律を引つ
張つたことがいかんという話ですが、
實體として税務特別手當を昨年御審議
願ひました、國會で御決定願ひた當時
から、政府側、組合側、この新しい
給與體系の際には、こういつた特別手
當は本俸に繰込む、こういう建前で進ん
で来ておりますが、今回これを本俸に
入れることに相成つたのであります。

特別手當を引つ張つて来たというだけ
の問題であります。全く實體には關係
のない問題でございます。これから同
じく二十九條の第二項におきまして、
「前項の規定により内拂金とみなされ
た金額が、この法律により受くべき給
與の額を超過する場合においても、既
に支給を受けた給與は、これを返還せ
しめないことができる。」これにつき
まして組合側との團體交渉の機會に、
私共の示したところは、要綱の十
五でございます。「既に支給された給
與との調整につき規定する。即ち職員
が一月一日以後既に支給を受けた給與
で、この法律による給與に相當する給
與は、この法律による給與の内拂とみ
なすこととする。但し、その内拂とみ
なされた金額の方が、この法律により
受くべき給與の額より多い場合にも、
その超過分は返還させないものとす
る。」とありますが、これが法文の方
で「せしめないことができる。」と書
いて、「ものとする」を「できる」と書
えたことが氣に入らない。昨日こうい
つた話をせられて、これは要する
に國會から權能を頂く意味におきま
して、政府といたしまして「できる」と書
くことが法律の用語例でございます。
「できる」と書いただけのことござい
ます。これは全部返還させないことに
する點は少しも方針は變つておりませ
ん。

しまして、政府として新しい水準が
決まるまでの分、かように政府は考え
ております。その點の食い違ひがある
やに見受けられます。その點から問題
も出ておるようであり、併しながら
からその點は組合に對する口頭申入事
項、先程お目に掛けました四月十日の
抗議事項書という兩者に正式に調印
いたしました、調印の方に、乃至は西
尾、加藤兩大臣が個人の資格で與えら
れました了解事項というものを讀み
頂きましたら、いずれの判斷によるべ
きかということが、大體御了解願ひ得
るかという感じがいたします。外にも
この法律案につきましては申し上げな
ければなりません點があるかも知れませ
んが、一應組合側との關係におきま
して、問題となつております點だけ取
りまして、一通り報告申し上げます。

○岩間正男君 只今政府側の説明があ
りました、主にこの説明の重點は、
組合側との意見の相違對立のような點
に向けられておりますので、幸いに全
官公の代表が傍聴に見えておるので
が、適當の機會において組合側の意見
も聴取して、これからの審議の參考に
したい。こういうふうに思いますの
で、この點をお諮り願ひたいと思いま
す。

○岩間正雄君（黒田英雄君） 如何ですか、
只今岩間委員から、この場合政府の經
過の説明があつたのであるが、組合側
の意見も聴いて見たらどうかというよ
うな御提案がありました、どうです
か。

○岩間正雄君（黒田英雄君） 御提案があつ
たのですが、如何ですか。皆さんの御

共月曜日に抗議を受けました點は二十
二條であります。この法律の二十二條
の「新給與實施本部長は、各廳の長又
はその委任を受けた者が第十五條の規
定により決定した職員の職務の級及び
俸給が第十三條の俸給支給の原則に照
し適當でない」と認めるときは、各廳の
長又はその委任を受けた者の行つた決
定を更正し、又はこれらの者に對して
その決定を更正すべき旨を命ずること
ができる。」というように規定してお
ります。この規定が團體交渉で決めた
件外といわれるのでありますが、この
點私共全く言われることが納得できま
せん。と申しますことは、この要綱の
八のお終ひに書いてございますが、こ
れは要綱として組合にお目に掛けて、
組合の御承認を頂いたものでありま
す。ここに「各職員の級及び俸給の決
定は各廳の長又はその委任を受けた者
がこれを行ふものとし、この決定につ
いては、新給與實施本部長にその更正
決定の權限を與ふることとする。」か
ように書きまして、これで御承諾を頂
いたのであります。まあ或いは考え方
が後で變つたのなら別であります、が
これと二十二條の決定とはどうも常識
的に考えまして少しも變つたところは
ないと私は存じます。以上だけが全官

公と月曜日の日に私共も會見した
際に受けた抗議でありましたが、その外
に昨日衆議院におきまして、財政金融
委員會の懇談會の席上、組合の一部の
方が見えまして述べられた言葉の中に
は、他に二十九條も實は取上げられて
おるわけであり、二十九條に「職員が
昭和二十三年一月一日以後において、
既に支給を受けた法第十二條による暫
定給與、財務局及び税務署に在勤する
政府職員に對する税務特別手當の支給
に關する法律（昭和二十二年法律第百
六十八號）による手當その他この法律
による給與に相當する給與は、この法
律による給與の内拂とみなす。」すべ
てこれは前に貰つたものはこの法律の
差つ引の對象にする、こういう考え方
でできておるのであります。この「財
務局及び税務署に在勤する政府職員に
對する云々」という、この法律を引つ
張つたことがいかんという話ですが、
實體として税務特別手當を昨年御審議
願ひました、國會で御決定願ひた當時
から、政府側、組合側、この新しい
給與體系の際には、こういつた特別手
當は本俸に繰込む、こういう建前で進ん
で来ておりますが、今回これを本俸に
入れることに相成つたのであります。

特別手當を引つ張つて来たというだけ
の問題であります。全く實體には關係
のない問題でございます。これから同
じく二十九條の第二項におきまして、
「前項の規定により内拂金とみなされ
た金額が、この法律により受くべき給
與の額を超過する場合においても、既
に支給を受けた給與は、これを返還せ
しめないことができる。」これにつき
まして組合側との團體交渉の機會に、
私共の示したところは、要綱の十
五でございます。「既に支給された給
與との調整につき規定する。即ち職員
が一月一日以後既に支給を受けた給與
で、この法律による給與に相當する給
與は、この法律による給與の内拂とみ
なすこととする。但し、その内拂とみ
なされた金額の方が、この法律により
受くべき給與の額より多い場合にも、
その超過分は返還させないものとす
る。」とありますが、これが法文の方
で「せしめないことができる。」と書
いて、「ものとする」を「できる」と書
えたことが氣に入らない。昨日こうい
つた話をせられて、これは要する
に國會から權能を頂く意味におきま
して、政府といたしまして「できる」と書
くことが法律の用語例でございます。
「できる」と書いただけのことござい
ます。これは全部返還させないことに
する點は少しも方針は變つておりませ
ん。

しまして、政府として新しい水準が
決まるまでの分、かように政府は考え
ております。その點の食い違ひがある
やに見受けられます。その點から問題
も出ておるようであり、併しながら
からその點は組合に對する口頭申入事
項、先程お目に掛けました四月十日の
抗議事項書という兩者に正式に調印
いたしました、調印の方に、乃至は西
尾、加藤兩大臣が個人の資格で與えら
れました了解事項というものを讀み
頂きましたら、いずれの判斷によるべ
きかということが、大體御了解願ひ得
るかという感じがいたします。外にも
この法律案につきましては申し上げな
ければなりません點があるかも知れませ
んが、一應組合側との關係におきま
して、問題となつております點だけ取
りまして、一通り報告申し上げます。

○岩間正男君 只今政府側の説明があ
りました、主にこの説明の重點は、
組合側との意見の相違對立のような點
に向けられておりますので、幸いに全
官公の代表が傍聴に見えておるので
が、適當の機會において組合側の意見
も聴取して、これからの審議の參考に
したい。こういうふうに思いますの
で、この點をお諮り願ひたいと思いま
す。

○岩間正雄君（黒田英雄君） 如何ですか、
只今岩間委員から、この場合政府の經
過の説明があつたのであるが、組合側
の意見も聴いて見たらどうかというよ
うな御提案がありました、どうです
か。

○岩間正雄君（黒田英雄君） 御提案があつ
たのですが、如何ですか。皆さんの御

が、とにかくこの規定によりまして
は、何も新しい實體は動かすことはな
いのであります。むしろ問題は實體
規定をどうするかということに相成る
かと思ふのであります。それはこれ
とは直接の關係はございません。なぜ
時間割で引くようになったかと申しま
す。と、この前御審議の際に申上
げました通り、役人につきましても御
承知の通り、一般的に労働基準法が適用
されて、一時間居残りすれば一時間
分の超過勤務手當を附ける、こうい
つたことに相成りました關係上、今ま
でのような、如何に長時間動いても超
過勤務手當は出さなかつた時代から飛
躍をいたしました關係で、一方逆に一
時間なら一時間、二時間なら二時間過

公と月曜日の日に私共も會見した
際に受けた抗議でありましたが、その外
に昨日衆議院におきまして、財政金融
委員會の懇談會の席上、組合の一部の
方が見えまして述べられた言葉の中に
は、他に二十九條も實は取上げられて
おるわけであり、二十九條に「職員が
昭和二十三年一月一日以後において、
既に支給を受けた法第十二條による暫
定給與、財務局及び税務署に在勤する
政府職員に對する税務特別手當の支給
に關する法律（昭和二十二年法律第百
六十八號）による手當その他この法律
による給與に相當する給與は、この法
律による給與の内拂とみなす。」すべ
てこれは前に貰つたものはこの法律の
差つ引の對象にする、こういう考え方
でできておるのであります。この「財
務局及び税務署に在勤する政府職員に
對する云々」という、この法律を引つ
張つたことがいかんという話ですが、
實體として税務特別手當を昨年御審議
願ひました、國會で御決定願ひた當時
から、政府側、組合側、この新しい
給與體系の際には、こういつた特別手
當は本俸に繰込む、こういう建前で進ん
で来ておりますが、今回これを本俸に
入れることに相成つたのであります。

特別手當を引つ張つて来たというだけ
の問題であります。全く實體には關係
のない問題でございます。これから同
じく二十九條の第二項におきまして、
「前項の規定により内拂金とみなされ
た金額が、この法律により受くべき給
與の額を超過する場合においても、既
に支給を受けた給與は、これを返還せ
しめないことができる。」これにつき
まして組合側との團體交渉の機會に、
私共の示したところは、要綱の十
五でございます。「既に支給された給
與との調整につき規定する。即ち職員
が一月一日以後既に支給を受けた給與
で、この法律による給與に相當する給
與は、この法律による給與の内拂とみ
なすこととする。但し、その内拂とみ
なされた金額の方が、この法律により
受くべき給與の額より多い場合にも、
その超過分は返還させないものとす
る。」とありますが、これが法文の方
で「せしめないことができる。」と書
いて、「ものとする」を「できる」と書
えたことが氣に入らない。昨日こうい
つた話をせられて、これは要する
に國會から權能を頂く意味におきま
して、政府といたしまして「できる」と書
くことが法律の用語例でございます。
「できる」と書いただけのことござい
ます。これは全部返還させないことに
する點は少しも方針は變つておりませ
ん。

しまして、政府として新しい水準が
決まるまでの分、かように政府は考え
ております。その點の食い違ひがある
やに見受けられます。その點から問題
も出ておるようであり、併しながら
からその點は組合に對する口頭申入事
項、先程お目に掛けました四月十日の
抗議事項書という兩者に正式に調印
いたしました、調印の方に、乃至は西
尾、加藤兩大臣が個人の資格で與えら
れました了解事項というものを讀み
頂きましたら、いずれの判斷によるべ
きかということが、大體御了解願ひ得
るかという感じがいたします。外にも
この法律案につきましては申し上げな
ければなりません點があるかも知れませ
んが、一應組合側との關係におきま
して、問題となつております點だけ取
りまして、一通り報告申し上げます。

○岩間正男君 只今政府側の説明があ
りました、主にこの説明の重點は、
組合側との意見の相違對立のような點
に向けられておりますので、幸いに全
官公の代表が傍聴に見えておるので
が、適當の機會において組合側の意見
も聴取して、これからの審議の參考に
したい。こういうふうに思いますの
で、この點をお諮り願ひたいと思いま
す。

○岩間正雄君（黒田英雄君） 如何ですか、
只今岩間委員から、この場合政府の經
過の説明があつたのであるが、組合側
の意見も聴いて見たらどうかというよ
うな御提案がありました、どうです
か。

○岩間正雄君（黒田英雄君） 御提案があつ
たのですが、如何ですか。皆さんの御

が、とにかくこの規定によりまして
は、何も新しい實體は動かすことはな
いのであります。むしろ問題は實體
規定をどうするかということに相成る
かと思ふのであります。それはこれ
とは直接の關係はございません。なぜ
時間割で引くようになったかと申しま
す。と、この前御審議の際に申上
げました通り、役人につきましても御
承知の通り、一般的に労働基準法が適用
されて、一時間居残りすれば一時間
分の超過勤務手當を附ける、こうい
つたことに相成りました關係上、今ま
でのような、如何に長時間動いても超
過勤務手當は出さなかつた時代から飛
躍をいたしました關係で、一方逆に一
時間なら一時間、二時間なら二時間過

公と月曜日の日に私共も會見した
際に受けた抗議でありましたが、その外
に昨日衆議院におきまして、財政金融
委員會の懇談會の席上、組合の一部の
方が見えまして述べられた言葉の中に
は、他に二十九條も實は取上げられて
おるわけであり、二十九條に「職員が
昭和二十三年一月一日以後において、
既に支給を受けた法第十二條による暫
定給與、財務局及び税務署に在勤する
政府職員に對する税務特別手當の支給
に關する法律（昭和二十二年法律第百
六十八號）による手當その他この法律
による給與に相當する給與は、この法
律による給與の内拂とみなす。」すべ
てこれは前に貰つたものはこの法律の
差つ引の對象にする、こういう考え方
でできておるのであります。この「財
務局及び税務署に在勤する政府職員に
對する云々」という、この法律を引つ
張つたことがいかんという話ですが、
實體として税務特別手當を昨年御審議
願ひました、國會で御決定願ひた當時
から、政府側、組合側、この新しい
給與體系の際には、こういつた特別手
當は本俸に繰込む、こういう建前で進ん
で来ておりますが、今回これを本俸に
入れることに相成つたのであります。

特別手當を引つ張つて来たというだけ
の問題であります。全く實體には關係
のない問題でございます。これから同
じく二十九條の第二項におきまして、
「前項の規定により内拂金とみなされ
た金額が、この法律により受くべき給
與の額を超過する場合においても、既
に支給を受けた給與は、これを返還せ
しめないことができる。」これにつき
まして組合側との團體交渉の機會に、
私共の示したところは、要綱の十
五でございます。「既に支給された給
與との調整につき規定する。即ち職員
が一月一日以後既に支給を受けた給與
で、この法律による給與に相當する給
與は、この法律による給與の内拂とみ
なすこととする。但し、その内拂とみ
なされた金額の方が、この法律により
受くべき給與の額より多い場合にも、
その超過分は返還させないものとす
る。」とありますが、これが法文の方
で「せしめないことができる。」と書
いて、「ものとする」を「できる」と書
えたことが氣に入らない。昨日こうい
つた話をせられて、これは要する
に國會から權能を頂く意味におきま
して、政府といたしまして「できる」と書
くことが法律の用語例でございます。
「できる」と書いただけのことござい
ます。これは全部返還させないことに
する點は少しも方針は變つておりませ
ん。

しまして、政府として新しい水準が
決まるまでの分、かように政府は考え
ております。その點の食い違ひがある
やに見受けられます。その點から問題
も出ておるようであり、併しながら
からその點は組合に對する口頭申入事
項、先程お目に掛けました四月十日の
抗議事項書という兩者に正式に調印
いたしました、調印の方に、乃至は西
尾、加藤兩大臣が個人の資格で與えら
れました了解事項というものを讀み
頂きましたら、いずれの判斷によるべ
きかということが、大體御了解願ひ得
るかという感じがいたします。外にも
この法律案につきましては申し上げな
ければなりません點があるかも知れませ
んが、一應組合側との關係におきま
して、問題となつております點だけ取
りまして、一通り報告申し上げます。

○岩間正男君 只今政府側の説明があ
りました、主にこの説明の重點は、
組合側との意見の相違對立のような點
に向けられておりますので、幸いに全
官公の代表が傍聴に見えておるので
が、適當の機會において組合側の意見
も聴取して、これからの審議の參考に
したい。こういうふうに思いますの
で、この點をお諮り願ひたいと思いま
す。

○岩間正雄君（黒田英雄君） 如何ですか、
只今岩間委員から、この場合政府の經
過の説明があつたのであるが、組合側
の意見も聴いて見たらどうかというよ
うな御提案がありました、どうです
か。

○岩間正雄君（黒田英雄君） 御提案があつ
たのですが、如何ですか。皆さんの御

時間なら一時間、二時間なら二時間通

ないと私は存じます。以上だけが全官

結局の頭に、何といひますか、税務

か一月三月に對する分であるか

たのですが、如何ですか。皆さんの御

意見は。

○原虎一君 どういう形でやるのですか、今日やるというのですか、諸人、参考人としてやるのですか。

○岩間正男君 参考人という形で、成るだけ適當な機会できたら……、手続はどうなるか。

○委員(黒田英雄君) 今日おられますか。

○中西功君 いまですね。

○委員(黒田英雄君) 御異議ございせんか。その點。

○竹下重次君 普通委員會が、委員以外の人の意見をお求めになるには公聴會を開くか、證人として出て頂いて説明をして貰うかというふうなお取扱にしないといけません。若しおやりになるとすれば、どういう形でお取扱になりますか、或いはこれを一應閉じて懇談會の形としてでもお取扱になりますか。そうでないと委員會として正式にお取扱になるのはどうかと思ひますが。

○委員(黒田英雄君) 如何ですか。竹下委員から懇談會の形式にして意見を聴いたかどうかという御意見が出たのですが、さういいたして御異議ございせんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないようでありましたから、それでは暫く懇談會に移ることにいたします。

午後二時四十一分懇談會に移る

午後三時七分懇談會を終る

○委員(黒田英雄君) それでは懇談會を閉じまして委員會に移ります。

○栗山夏夫君 先程今井局長が言われた中で、この法律案で根本的に組合と食糧の起ることを、飽くまでも暫定のものであると了解しておるのに對して、政府の方は新給與が決まるまでの法律案であると解釋をしておる、こゝういふ工合に言われたわけでありま

もないと思ひます。なかなぐ率直に申しまして、當初まだ三月迄か前の時代におきましては、いわゆる物價の改訂が四月に行われようという豫定でございまして、四月からは水準も變るのじやないか、こゝういふたやうなことが言われたことも、この問題と直接關連するといふことを別にいたしまして、そゝういふことが言われたことはあつたかも知れませんが、組合との正式な交換文書はこの二つでございまして、結局こゝういふ問題の起りました最大の原因といふことは、物價の改訂がとにかく豫定より遅くなつたといふことに歸着する。その點の相違じやなからうか、かように見てお

も、なか／＼問題は進展しないと思ひますので、その點でも少し明快な、今井局長の責任において言われることを伺ひまして、若しそれで盡きなければ、西尾、加藤兩大臣の御出席を求めたい、こゝういふ工合に私は考へるのであります。

が、これは決して、單に組合側との交渉の中でさういふことが言われただけじやなくて、我々議員にもさういふことが、ともかくも説明された私は記憶しておるのではありません。これは後程もつとよく調べまして、大臣の方からはつきりしたことを聴きたいと思ひま

○政府委員(今井一男君) この政府と組合側との正式の交換文書のところで、これは舊書のところが一審問題であります、二千九百二十圓といふものは、いつまでのものであるかといふことは一言も書いてないことは、これは讀んで字のごとくでございます。この舊書の五の新給與と申しますのは、二千九百二十圓のことを意味すること

○栗山夏夫君 今のお言葉はどうも含みがあるので、私共了解できないのであります、四月に行われるだらうといふ物價の變更の問題までも含んで、さういふ工合に四月から別な水準で行くのだといふやうなことが言われたかも知れんといふやうな、非常に曖昧な言葉で、この了解事項、口頭申入書によつて、三月までの打ち切りでないのだといふことを議員達は了解し、こゝういふ工合におつしやつても、ちよつと了解しかねるのであります。先程組合の方の方のお話によりまして、團體交渉の過程において、何回となく西尾、加藤兩大臣から、飽くまでも一月から三月までの暫定措置であるといふことが、繰返し言われておると述べられております。この點は若し必要とあるならば、西尾、加藤兩大臣の御出席を求めて、さうして問題を明らかにせんと、この根本的な食糧いがあるのに對して、後の審議を續けて

○政府委員(今井一男君) この問題につきましては、私も幾度か閣議に列席をいたしておつたのであります、その席上一度も、一月三月の暫定給與とするという方針が述べられたことはございせん。従ひまして私といたしまして、政府が一月三月の暫定給與と確認したことは絶対にないと思へます。ただ先程含みのあるやうなことを申上げたといふやうな嫌いも或いはあるかも知れませんが、それは外の新聞だとか、何とかにおきまして、或いは私の存じない正式の場所以外の席におきまして、或いはさういふたやうなことがあつたかも知れませんが、とにかくあれだけ聞に行きませんが、とにかくあれだけ聞に幾度か再確認、再々確認されて進んだものであります以上、且つ又正式の文書がこゝうなつております以上、政府の態度はこの點ではつきりしております、かように私は了解いたしております。

第一點は二十九條であります、財務局及び税務署に在勤務する政府職員に對する税務特別手当の支給に關する法律、この法律は實は政府が勿論提出したのであります、我々豫算委員會におきまして、小委員會を設けて、さうして當時千三百億の徴税が非常に問題になつておりました、どうしてもこれを徴税しなければ財政が持つて行かないといふ見地から、豫算委員會でも小委員會を設けて、税務署員の手當なり、或いは徴税機を增強するといふ企畫をしたと私は記憶しております。この法律はもと／＼できたのが、さういふ見地からできたのであります、當時におきまして政府の見解では、税務署職員にだけ特別な給與をするといふことはできないといふ見地だつたと思つております。それにも拘わらず、それは税務職員に對する特別

な俸給ではなくて、即ち一般の官吏の水準を超えるというのではなくして、非常に特別なものである、即ち手當である、即ち業務上の手當であるという意味で私は了解したと思うのであります。その中に調査手當、危険手當並びに出張手當、そういうものを増額になつたと思うのでありますが、現實に問題になつております危険手當というの、やはり業務上の手當だと思ふのであります。だからこれは特筆して税務官吏にやるのが、この法律ができました趣旨から言つて當然ではないかと思ふのであります。従つて私は全財の組合がどういふふうに言つておられる存じませんが、組合側の少くとも危険手當に關する見解の方が正しいのじやないかと、こう考えます。それが第一點であります。

それから苦情處理委員會であります。この苦情處理委員會は、苦情のあるところだと思ふのでありますが、この苦情處理委員會がなぜ問題になるかと申しますのは、これが今一般的に言われておる紛争處理機關の匂いがするといふ點が問題だと思ふのであります。それで一つは、この法律がもと／＼法案要綱によれば、二千九百二十圓の支給の實施に關する法律であるとするならば、苦情處理委員會も當然解消しなければならぬ。その完了の時に解消する、極めて過渡的な、臨時的なものであるといふことになつてわけでありすが、それに對する政府側の意向はどうか。それからもう一つの點は、この苦情を申込むものが個人の場合と、或いは全官公の各支部としての團體の場合とがあると思ふ。それで一體そういうふうな場合に、その團體という

ことになつたら、苦情處理委員會はどうなるか。こういう點を少しお聴きしたいと思ふ。それから二十九條の二項の「返還せしめないことができない。」これはまあ「する」といふふうに改正して貰いたいという組合側の意向であります。でこの「できる」或いは「する」といふ問題については、極めてこれは白く附きの問題でありまして、決して單なる法制技術的なことで済まされないとこの現實の經驗を私達は持つております。それは法十二號において、第二條だと記憶しますが、これはもう現實に非常に苦汁を嘗めております。あの時の今井給與局長の説明におきまして、いやこれは單なる法制的な手續、便宜的なものだといふ説明であつたのであります。併しその實體は、御存じのように、あの言葉によつて一部の組合には支給し、一部の組合には、條件を呑まない組合には支給しないといふような差別が行われまして、これがあの全官公の争議を極めて悪化させたことは、もう現實の事實だと思ふのです。従つて又私たちが法十二號が上程された時に、「できる」を「する」といふことにするために非常に強固したわけでありすが、そういう苦い經驗、これはもう非常に大きな問題だつたと思ふのです。ですから決してこれは單に法律技術上の便宜的なものではないといふ説明は、私も今じや呑み込めないと思ふ。ですからやはり誤解を起さないようにする政府に誠意があるならば、これはやはりそういう昔の經驗もあるわけでありすが、から、「する」とはつきりすべきじやないかと思ふのであります。それから政府の見解がどうかよく分りません點

は、この新給與實施本部が、四百二十圓の完全支給と共に削減すると政府は考へるのか、考へないのか、まあそれをばつきりして頂きたいと思ひます。これは苦情委員會と同じ關係であります。

それから一般的な問題であります。政府職員の新給與といふふうに書いてあります。でこの新給與といふことの意味を、やはりはつきりして置かなければいけないと思ひます。なぜなら、この法案には、どこにも二千九百二十圓ベースといふものは確か出て来ないと思ひます。この新給與といふ言葉の魔術によつて、いろいろ今後造り續けが行われるだらうと思ふ。例えば西尾、加藤兩大臣の了解事項におきましては、新給與といふ問題は、全然別のベースと考へております。即ち組合は二千九百二十圓水準を、新給與が決定するまでの暫定措置として受け取る。こういう場合の新給與は明らかに二千九百二十圓よりも上廻つておる、こういう新給與なんぞであります。ところがこの法案で新給與と申しますのは、二千九百二十圓ベースだと思ひます。でありますから、その點はつまりさして置かないと、又當然將來においても／＼の問題が起つて来るだらうと思ふのです。

それから時間、時間で差引く問題であります。これも實は局長よりも、加藤、西尾兩大臣に聴いた方がいいかと思ひます。我々に渡された争議に關する組合と政府との了解事項といふふうなものの中で、私脱落しておる部分があると思ひます。脱落と申してはおかしいのであります。もう少し少しくおしと思ひます。それは組合側の要する

る四ヶ條の了解事項は、極めて困難であるが、兩大臣は、できるだけ努力するといふ了解事項の中で、確か労働争議中の賃金は差引かないという項目があつたと私記憶しておるのであります。でこれが實際申しますと、直接、法十二號の第七條ですか、あれに關係して来ますし、又この政府案にも關係しておるのだと思ふのです。それで私がお聴きたいのは、その了解事項の差引かないといふ問題が一體どうなつたのか。又西尾、加藤兩大臣は、少くとも二百數十萬の日本の官公職員に對して、争議を解決するに際して、いろいろふううに約束をしておる、努力すると約束をしたわけですか。どんな努力がなされたのか。今井給與局長が若しそれを知つておられたら説明して頂きたい、そう思ひます。

○政府委員(今井一男君) いろいろの點に互つての御質問でありますので、或いはお答え漏れの點があるかも知れませんが、それは後程指摘して頂きます。順序が或いは違つても知れませんが、法文の順序に従つて申上げますと、先ずこの第一條に、この法律は、例の二千五百圓のときの法律第十二號の本則第三項の規定に基く法律であるといふことがはつきり謳つてあります。即ち二千九百二十圓ベースといふのは、實は今回の法律で決まつたものではあります。で、この前御決定を願ひました三月の法律で二千九百二十圓の水準ががつしりと決まつたものであります。のみならず、その際にあの本則の第二項にありますが、それをどういふふうに分けるかといふことの原則も、給與委員會の報告書の時に御決定を願つたのであります。ただそれ

を具體的にどういふふうに盛り込むかといふことを規定しようといふのがこの法律に過ぎません。従ひまして二千九百二十圓ベースが假りに動きましたならば、前回の法律も勿論當然效力を失ふことに相成ります。と同時にその施行法に相當するところの今回の法律も、當然その效力を失ふことに相成ります。これはもう法律の建前上明白なことでありまして、ただお話の新給與といふ言葉が、兩者の交渉の間に、たび／＼時期的なずれがありまして關係から、妙に使われておる點がございまして、この法律自身の觀點は、そこははつきりいたしております。その見地から一條の二項なども御覽を頂く、餘程全官公の諸君などにも御了解が願へるのじやないかと考えられます。

それから實施本部と新給與苦情處理委員會の關係であります。以上のような關係から、二千九百二十圓の苦情處理委員會、二千九百二十圓の實施本部と、かように御了承願わなければならぬわけでありまして、従ひまして二千九百二十圓の問題が片付けば、當然この兩方の機關とも店を仕舞わなければならぬことに相成るだらうと思ひます。ただ實施本部の方につきまして、本來の切替も、恐らくどんなことがありまして、本月中には終了するであらうと豫想しておりますが、それが済みまして、各職員から苦情の申出がございまして、それを實施本部の方で一應處理しなければなりません。その段階においては若干存続することと思ひますが、それに對しまして、その期間はその間に長いものではなく、無論この法律の二項に定める十二月までに

この法律の二項に定める十二月までに

勘案を願つて、國會から政府に對しましてそれだけの豫算の膨脹をお認め願つて、返還させないような處置をお認め願うといった意味合におきました。できることと書いたわけであります。て、別に他意のないことをもう一度申上げておきたいと思ひます。

○中西政考 もう一題二十一條の問題ですが、この時間的に引く引かんとする點について、これは本質的に相當問題もあるところだと思つたのであります。それは一應了承しまして、この組合側との協定事項と、この法律案の表
現上の問題ですが、或いは又組合側のこの協定事項をどういふふうにして理解するかの問題でありますが、さつき
今井局長の御説明では、この法律案は
法第十三號と一體の法律案であつて、

法第十二號は大體原則を決めこれが實施を決めたんだ。こういう關係で成り立つておる。そういう意味から言へば、この兩者はまあ一つの法律だということも言えることだと思ふのであります。それは局長自身がはつきり言つておる通りだも慮るのであります。それならば、私はむしろこの了解事項に關する政府側の理解の方が無理なんじゃないか、こう考えるのであります。

つては「從前通りとする。」「この「從前」の理解の仕方でありますが、若しこれが二つの法律が一體なものであるというふうに我々は考えるなら、「從前」ということは常識的に考えて、少なくとも千八百圓ベースで受けておつた状態、これが「從前」であるというのがまあ普通常識で、誰もそう考えるのじやないか。この法律以前のものは皆「從前」だと、そ

の中には二千五百圓の暫定支給について、その不足も含められるのだ、こういう解はできないかと思ふのであります。勿論、こういう問題は解釋の仕方であるし、どちらが本當に當分の給料か、どちらがまあ、誰が考へても普通かという考へ方だと思ふのです。私はやはりどう考へても、今まで當分の給料に大體私達も考へていた、例えばあの法第十二號は、主として二千五百圓ベースについて規定したものであります。そうしてこれは大體四百二十圓についての支給について決める、こう考へておつたのであります。勿論それは完全な意味の正しい考へ方ではないと思ふますが、當分の給料によつて我々も考へておつたし、一般の人々も考へておつたと思ふます。いづれにしても、そういふように理解してもこの兩者が二千九百二十圓が大體一體のもので、新らしい水準のものであるということについては變りはないと思ふのであります。それならば「從前通り」という「從前」は、やはり普通考へて千八百圓ベースというものが私達當分の給料かと思ふのです。それからむしろ政府はこういう規定を巧みに利用して二十一條、ここへ潜り込ませたというふうな感じがします。二十一條の法律の善し悪し、それは私別の問題だと思ふのであります。勿論私達としては、先ず時間差の時間で行くという問題、いやこれは少し反對であります。反對であります。それは一應別にしまして、この二十一條のこの了解事項に基いて、この二十一條ができた、こういうふうな考へます。それがまあ一點、それから私今日はやらないのでありますが、一つ今度できました職階制について、非

常に根本問題があると思われまゝです。で、それについて若しできましたら資料を出して頂きたいと思ふます。それは戦争前、戦時中の日本の官吏の大體のクラス別の差、それと終戦後、特に千六百圓ベースが生まれ出した當時の、いわゆる感情的な、何といふか、少なくとも上と下の給料の差、それから新しく政府で作られた、これは今は出ておりますから分ります、その比較を一つ若し資料がありましたら出して頂きたい。これはお願いいたします。

○政府委員（今井一男君） 先程衆議院でも御質問が出たのでありますが、法律第十二號と、今度の法律との一體の點であります。大體この前の法律第十二號は、實は法律といひましては非常に先例のない形に、いろいろの關係から相成つておると思ひます。即ち率直に申しますと、二千九百二十圓の水準と、それから體系の極く大體把握の見當を決めた部分、二千五百圓ベースの假拂を決めた部分、二つから成つておりますが、一方を本法として、一方を附則として採上げておる。そこに今中西委員が仰せになつたような疑點も起つておるのではないかとと思ひます。大體私が一體と申上げておるものは、本法との關係であつて、本法は第三項を受けて、この法律ができ上つておることは明瞭であります。私一體と申上げたところでありますが、ただ附則の第二條以下は、要するに二千五百圓ベースを、本來から言へば法律を二本の形で出していいような内容であります。便宜一本に成つております。この二千五百圓以下の分は必しも今回の法律と、その性質から申しま

しても一體と申すわけに参らんことは明瞭であります。特に暫定扶養手當、暫定勤務地手當、暫定俸給という言葉を使つております關係上、給與の種類が別個に離れますので、どうしてそれを規定しなければならん。例えれば家族手當は二千五百圓も、今度も同じように二百二十五圓でございますが、今回の分に又改めて二百二十五圓というのを書かなければならん。書くのが面倒であるが故に附則第五條を準備するといふような書き方をとつております。實は率直に言ひまして、團體交渉の過程におきまして、私も全く官公の交渉は最も長くやつておる一人であり、組合側が如何なることを不平を言ひ、如何なることに同意できるかといふことは相當考慮をしております。新給與整備委員會におきまして、いろいろこの法律案につきまして、外の問題と等しく可なり議論を重ねまして、イエスはイエス、ノーはノーと答へたのであります。少くとも義務的な場合における日割計算、時間割計算につきまして、未だ曾て私は組合側から苦情を聞いたことがございませぬ。少くともそれは私に承知した問題でないといふことは私は承知しておつたのであります。勿論ストライキの場合引くのは困るとか、職場大會を勝手にやつても引くとか、そういう主張は聞いております。併しその點を決定する法律ではございませぬ。單に時間だけ引くか、日割で引くかという問題だけを決める關係に過ぎませぬので、従ひまして從前の通りとすると書いて置きました。組合の方にも特に疑義がない問題であると考えましたが故に、私共、外の問題と同じく、この法律案の

要綱の中で組合側から案が出たり質問が出たり、その他議論が出ました點は二三の項でありまして、後は大部分議論も質問も出なかつたのであります。が、そういう意味におきまして、この點も疑問もなく、若し疑義がありますれば、私共積極的に御説明をした筈であります。私は地獄的の委員會におきまして、いろいろ委員會につきましても、要綱には書いてございませぬが、そうして構成等は詳しく説明を申し上げまして、團體交渉的なものであるかどうかという點も御説明もいたしたのであります。若し時間割、日割計算の點が非常に問題になるものであるといひましたら、私も必ずその時に申上げたと思ふのであります。要するに組合側で問題にされておる爭議の場合に、引くべからずといつたような式の問題は、これはこの法律事項に直しまして、全然これは改正できないものであります。別の觀點の法律をいじらなければ直せない問題でありますので、その意味から從前通りに支給するといふことも、時間割にするとか、或いは月何回拂うとか、昇給した場合は何日から昇給させるとか、或いは繰越計算をどうするか、こういうような手續關係、或いは扶養手當はどういう範囲で支給するか、こういう技術的な面を、すべて從前通りやるといつた意味で御協議を願つたのであります。その點一つ御了承を願ひたいと思ひます。尙只今の資料の點はよく承りました。

○委員長（黒田英雄君） もう大分既定の時間に迫つておりますが……
○岩間正男君 それでは時間がございませぬので、第二十一條の今の問題についで、主として申上げたと思ふのであります。結局この條項を挿入するか、どうかというふうな問題は、今度政府と組合の間に取交されたところの法律案要綱、この解釋が果して正しいかどうかというふうな問題になつて来るのだと思ふのであります。但し要綱の十一によりまして、俸給、それから扶養手當、勤務地手當の支給方法については、從前通りだとすると、この從前通りの解釋については、先に中西君の説もありましたので、これは省略いたします。ただこの條項が如何にも曖昧で、如何にも解釋される。この點に掛かつておるんだと思ふのであります。組合の了解する了解の範圍と、政府側のを了解する了解の範圍と、大きな距離があるように思ふのであります。併しこうなつて来るといふと、この了解の主體的な解釋の問題ではなくて、文章の表現そのものが、どうかといふことが、非常に大きな問題になつて来ると思ふ。そのつまるところに表現の客觀性といふものが、果してどうにか取られるかどうか。この點を私は申述べて見たと思ふのであります。それからこの條項によりまして、俸給、それから扶養手當、勤務地手當の支給方法は、はつきり誤つてあるものであります。ところが恐らくこれは從前通りにしたところの法第十二號といふふうに限定して考へられたとしても、この法第十二號によりまして、第三條には「暫定給與は、暫定俸給、暫定扶養手當及び暫定勤務地手當とする。」といふふうに誤つてありまして、第四條では暫定俸給のこと、第五條では暫定扶養手當のこと、第六條では暫定勤務

では暫定俸給のこと、第五條では暫定扶養手當のこと、第六條では暫定勤務

まして、やはり十八條で扶養手當のことを置いて、十九條で勤務地手當のことを置つてある。そういう一種から言ひまして、若しも政府が今解釋する

題となつて、勞働問題を發生させておるところの事實は、ここで一々力説する暇がない程であります。こういう觀察からしまして、わざ／＼このような

組合側からも御異存がないと承知しておりましたが、故に、又すでに國法となつて、そのとき我が國に施行されておる。而もこの法律第十二號というもの

憾でありますが、如何にこの法律をお
直しになつても、とにかく爭議のとき
に引くという原則や、執務じなかつた
ときに引くという原則を變えるわけに

う點について給與局長はどういうお考えを持つておられますか。その點を伺つて置けば、この次の議會に討議なんかする場合の非常に参加になると思ひ

ます。

○政府委員(今井一男君) 御指摘の通り、この法律は二千九百二十圓の水準を、臨時給與委員會の報告書に基づいて配分することだけを決めた法律であります。従いまして二千九百二十圓のベースに變りますれば、當然別法律を作らなければ支給することは不可能でございます。従つてその限りにおきまして、又改めていろいろな角度から議論をし、いろいろな角度から法律を作り上げなければならんと考えております。今各省給與につきまして恒久的の一つのものが片方に決まつており、ベースだけが片方では決まつており、すゝと、そういう手續は要りませんが、こういう恒久的な體系の方が、昨年来政府におきまして、まだ正式ではございせんでしたけれども、臨時給與法というような式のものをつける考え方もあつたのでありますが、官公廳との話合の上、與えないことに現在なつております。従いましてすべてはその水準の下に、又いろいろはから掛らなければならんことになつております。

もう一つ「政府職員の仕事及び給與に關する方針の統一等々」という言葉は、要するに階級が決まると、それによりまして、どういつた程度の人を係長にする、どういつた資格の人、どういつた経験の人を課長にするということは、おのずからきまつて参ります。それが人事運用の方針の統一になる、そういう意味合でこの文句は書かれております。

○委員長(黒田英雄君) 時間が参りましたので、本日はこれにて散會いたしたいと思ひますが、次はいつ連合委員會を開いたらよろしいでしょうか……。

ちよつと速記を止めて……。

〔速記中止〕
○委員長(黒田英雄君) 速記を始め……。それではよく労働委員長と打合せまして、來週早い機會に開くことにいたします。それでは本日はこれにて散會いたします。

午後四時七分散會

出席者は左の通り

財政及び金融委員

委員長

理事

委員

黒田 英雄君

伊藤 保平君

木村 藤八郎君

玉置 喜章君

松島 喜作君

山田 佐一君

屋形六郎兵衛君

木内 四郎君

田口政五郎君

星 一君

石川 準吉君

九鬼紋十郎君

小林米三郎君

高橋龍太郎君

中西 功君

原 虎一君

堀 末治君

栗山 良夫君

赤松 電子君

天田 勝正君

山田 節男君

荒井 八郎君

竹下 豐次君

早川 慎一君

堀井 伊介君

政府委員

大藏政務次官

大藏事務官

(給與局長)

森下 政一君

今井 一男君

總務員六郎君

松井 道夫君

岩間 正男君